

# 第3期高萩市空家等対策計画(案)【概要版】

## 計画の趣旨

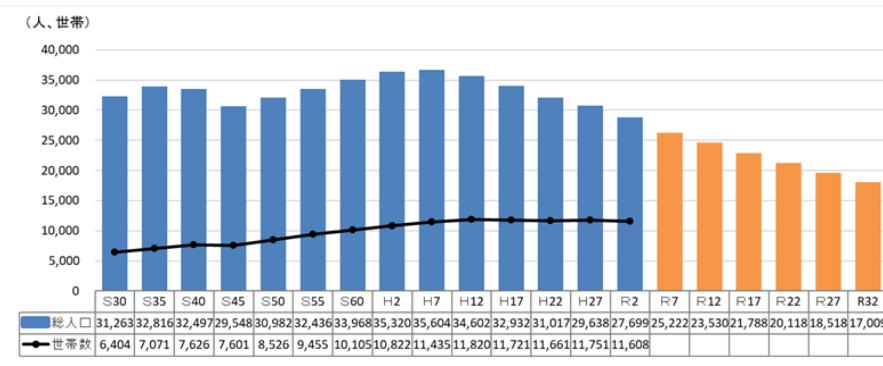
市民の住環境や財産を保護し、安全かつ安心して暮らすことのできる生活環境の保全と、空家等の利活用促進による地域の活性化を目的とし、「高萩市空家等対策計画」を策定します。

本計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第7条の規定に基づき、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するものです。

## 空家等の現状と課題

### ■人口と世帯数

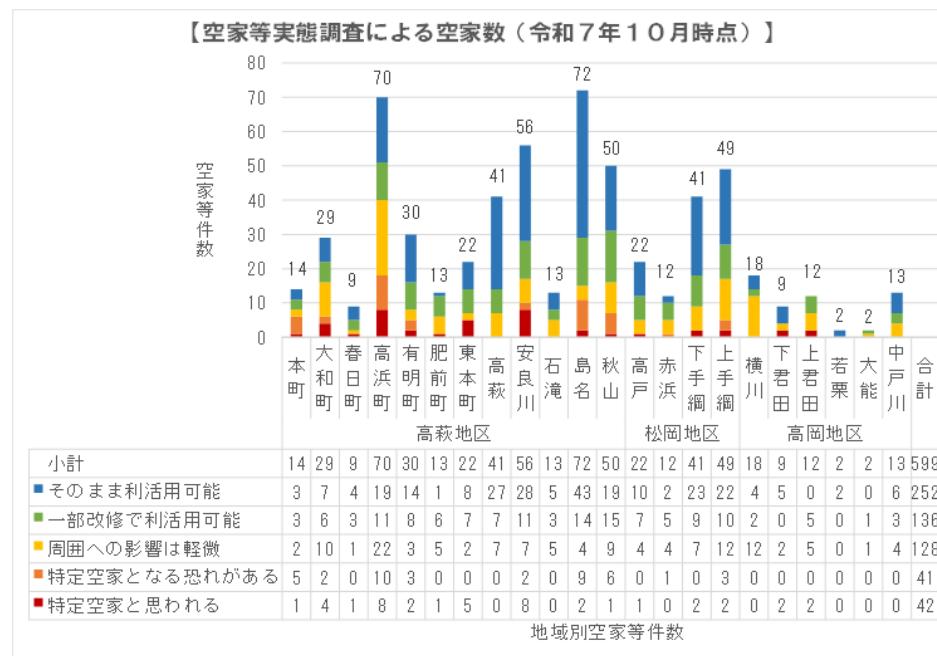
本市の人口と世帯数の推移は以下となっています。また、高萩市人口ビジョン2025では、将来人口目標として令和32年に17,000人を維持することとしています。



### ■空家等の現状

本市の空家等の現状は、令和7年10月時点の空家等実態調査の結果では、市全体で599件となっています。

なお、空家等の状態判定について以下に挙げる5段階で評価を行い、その結果は以下のとおりです。



## 1. 基本的な方針

本市の現状や空家等の状態に応じた対策を図るため、空家等対策に係る基本的な方針について以下に定めます。

### 【空家等の状態】



## 2. 対象地区

市内全域に空家の存在が確認できるため、空家等対策計画の対象地区は市内全域とします。

### 対象地区：市内全域

## 3. 対象とする空家等の種類

本計画における空家等の種類は、法第2条で定める「空家等」と「特定空家等」、法第13条で定める「管理不全空家等」に加え、予防対策の観点から「空家化が懸念される住宅」も対象とします。

## 空家等対策に係る基本的な方針

### 4. 計画期間

本計画の期間は、第6次高萩市総合計画との整合を図るために令和8年度から令和12年度までとし、市の各種政策や社会状況の変化等により適宜見直すこととします。

計画期間：令和8年度から令和12年度まで



## 5. 空家等の調査に関する事項

空家等の調査に関する全体フローは以下となります。

